

2025 年度

重要事項説明書

社会福祉法人三光事業団

幼保連携型認定こども園

ひかり保育園

幼保連携型認定こども園ひかり保育園 重要事項説明書

〈令和7年4月1日現在〉

特定教育・保育の提供開始に当たり、当園が説明すべき内容は次の通りです。

1. 施設経営法人

法人の名称	社会福祉法人 三光事業団 (1952 年 5 月 20 日設立許可)
代表者氏名	理事長 側垣一也
法人の所在地	兵庫県西宮市小松西町 2 丁目 6 番 30 号
法人の電話番号	0 7 9 8 - 4 1 - 4 4 2 1
定款の目的に 定めた事業	児童養護施設の運営 2 施設 (三光塾・地域小規模児童養護施設、御殿山ひかりの家)
	幼保連携型認定こども園ひかり保育園の運営
	児童家庭支援センター「子そだてサポートひかり」の運営
	子育て家庭ショートステイ事業 (子どもたちを一時的にお預かりする仕事)
	24 時間子育て電話相談「ハッピートーク」の運営
	「CAP にしのみや」事務局の運営
	西宮市留守家庭児童鳴尾育成センターの運営 (指定管理)
	母子生活支援施設「ファミリエひかり」の運営

2. 施設の概要

名称	社会福祉法人三光事業団幼保連携型認定こども園ひかり保育園
所在地	西宮市上大市4丁目12番3号
電話番号・FAX 番号	TEL 0798-52-9081 FAX 0798-52-9083
事業認可年月日	2024年4月1日
施設長名	中谷浩也
沿革	・1946年4月 日本聖公会川口基督教会牧師側垣基雄司祭により創設。 ・1952年5月 社会福祉事業法により財団法人から社会福祉法人に組織変更。 ・1979年5月 西宮市委託児童保育所「鳴尾こどもクラブ」を開設。 ・2002年11月 宝塚市の補助金を得て地域小規模児童養護施設「御殿山ひかりの家」を宝塚市御殿山地区に開設。 ・2005年4月 「ひかり保育園」を西宮市上大市地区に開設。 ・2011年4月 宝塚市御殿山に「児童家庭支援センター子そだてサポートひかり」を開設。 ・2016年4月 母子生活支援施設「ファミリエひかり」を西宮市内で開設。 ・2024年4月 「ひかり保育園」を幼保連携型認定こども園に移行。

3. 主な設備の概要

設備	部屋数	備考
乳児室	1 室	0 歳児室
ほふく室	1 室	1 歳児室
保育室	4 室	2 ～ 5 歳児室
沐浴室	1 室	
調乳室	1 室	
職員室	1 室	
調理室	1 室	
保健室（医務室）	1 室	
トイレ	4 か所	職員用含む
屋外遊戯場	1 か所	園庭

4. 施設の概要

敷 地	市有地を使用貸借（ 面積 981.48 m ² 、建築面積 409,77 m ² ）
建 物	延床面積 695.03 m ² 鉄骨造 2 階建て
設 備	冷暖房・床暖房（0 歳児室、1 歳児室、延長一時保育室）

5. 教育・保育の方針

【教育・保育理念】

法人創立者の示したキリスト教精神を基礎としつつ、乳幼児を保育する中で「子どもの最善の利益」を追求し、積極的に「子どもと家族の福祉の増進」を図る。常に、「子どもと家族に寄り添う」姿勢を保ちながら保育を行う。

【教育・保育目標】

1. 安心して過ごせる環境のもとにくつろいだ雰囲気の中で、子どもの欲求を満たし情緒の安定を図る。
2. 健康・安全な生活に必要な基本的生活習慣や態度を養い、健康な体、命の尊さを感じる心を育てる。
3. 人との関わりの中でお互いの違いを認め合い、共に生きることの大切さや思いやりの気持ちを育てる。
4. 身近な自然に興味や関心を持ち、豊かな感性や心情を育てる。
5. 生活の中で言葉への興味や関心を持ち、自分の気持ちを伝えたり、人の意見を聞いたりする経験を通して、態度や豊かな言葉を養う。
6. 一人ひとりの個性を大切に、自発的な遊びを通して自主性や創造性を育てる。

【運営方針】

1. 健康で安全に過ごせる環境作りを心がけ、子どもたちの「昼間のお家」としてくつろげる雰囲気作りを目指す。(子どもたちの住まいとしての環境整備)
2. 子どもたちの家族や地域社会との密接な連携を図り、良好な人的環境の中で子どもたちを見守り育む。(家族や地域との連携)
3. 子どもたちが、一人一人の個性の違いに気づくなかで、自分を大切に思い、また他者を大切に思う気持ちを育てるような保育をする。(自己肯定感を育てる)
4. 行事などを通して日本の四季・自然を感じる事のできる豊かな心を育てる。(自然の中の自分を知る)
5. 地域の中の子育て支援の場として、保護者や地域の方々からの子育てに関する相談や要望に応え寄り添う事ができる役割をめざす。(子育てサービスの充実)
6. 食を通して食べる事の楽しさ、体を創る大切さ、命の尊さを伝え健康な心と体を育む。(食事環境の重視・食育活動の推進)
7. 職員が安定した健全な心身で、協力して子どもたちの成長を見守り、常に「子どもと家族に寄り添う」姿勢を保つことができるような環境を作る。(心豊かな人的環境を整える)

〔提供する特定教育・保育の内容〕

幼保連携型認定こども園 教育・保育要領に基づき、特定教育・保育を提供します。

1号認定子どもについては、教育標準時間において、特定教育・保育を提供します。

2・3号認定子どもについては、当該支給認定における保育必要量の範囲内において、特定教育・保育を提供します。

〔預かり保育の内容〕

やむを得ない理由により、教育標準時間を超えて保育を必要とする場合は、1号認定の園児に対し、保育の必要な範囲において預かり保育を提供します。

〔延長保育の内容〕

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し保育の必要な範囲において延長保育を提供します。

3. 利用定員及び児童数（2024年4月1日現在）

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
1号				5名	5名	5名	15名
2・3号	9名	15名	15名	15名	18名	18名	90名
児童数	12名	15名	15名	15名	18名	18名	93名

※1号は、現時点で利用児童なし。

4. 職員体制（2025年4月1日現在）

職種	員数
園長	1名
副園長	1名
指導保育教諭	1名
主幹保育教諭	2名
保育教諭	20名
栄養士	2名
調理師	1名
調理補助	1名
嘱託医師	4名
学校薬剤師	1名

※職員の配置は市設備基準条例で定める配置基準以上とし、職員数は入所人数により変動することがあります。

5. 提供する保育事業

事業名	内容
特別延長保育	午後6時00分から午後7時00分まで。
あゆみ保育 (障がい児保育)	入所時に面接を行い、集団保育が可能なおおむね3歳児以上の児童を対象
産休明け保育	産休明けで生後43日からの保育の受け入れ
地域子育て支援事業	園庭開放（毎週木曜日 午前10時～12時まで実施）
一時預かり事業	午前9時～午後5時の間で保育の必要な方。週3日まで利用可能

6. 認定区分ごとの提供する日及び時間並びに提供を行わない日

【1号認定子ども（教育標準時間認定）】

提供する曜日	月曜から金曜まで	
保育時間	教育標準時間	午前9時00分～午後2時00分（5時間）
預かり時間	保育時間	朝：午前7時～9時 夕：午後2時～6時 土・長期休園：午前7時～午後6時
休業日	日曜日・土曜日・祝日	
	年末・年始（12月29日～1月3日）	
	夏季（7月22日～8月31日）	
	冬季（12月23日～1月10日）	
	春季（3月24日～4月6日）	

【2号・3号認定子ども（保育認定）】

提供する曜日	月曜から土曜まで	
保育時間	保育標準時間	午前7時00分～午後6時00分(11時間)
	保育短時間	午前8時30分～午後4時30分(8時間)
特別延長保育時間	午後6時00分から午後7時00分まで（申請者のみ）	
休業日	日曜日・祝日・年末年始（12月29日～1月3日）	

※「特別警報」発令時の休園については、別記参照

※台風接近等に伴う対応について（別記）

通常の気象警報が発令された場合(大雨・暴風警報など)

通常の気象警報であれば開園することとしますが、お子さんを連れての登降園は危険を伴うことから家庭での保育が可能な方は、家庭での保育をお願いします。

状況によっては保育園からお迎えをお願いする場合がありますので、すぐに迎えに来られる体制を取っておいていただくようお願いします。

公共交通機関や電気・ガス・水道などのライフラインに相当な被害が予見される場合は、避難行動をとる可能性が高いため、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみの受け入れとします。

西宮市に「特別警報」が発令された場合

<午前7時現在>

- ・気象庁より「特別警報」が西宮市に発令された場合は「臨時休園」とします。
 - ・西宮市より「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令されている場合は、避難を開始する必要があるため「臨時休園」とします。
- ※臨時休園後、発令が解除された場合は、安全に配慮して開園を判断致します。

- ・西宮市より「高齢者等避難」（警戒レベル3）が当園の所在する地域に発令されてる場合は、避難を開始する必要があるため「家庭での保育」をお願い致します。

<午前7時以降>

- ・保育時間中に「特別警報」や「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が当園の所在する地域に発令された場合は、避難を開始する必要があるため速やかにお迎えに来てください。避難所へ避難している場合は、コドモンからのメール配信や掲示等にてお知らせしますので、避難所へお迎えに来ていただくようお願いします。

【補足】

避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

※気象庁、Yahoo 等で示される警戒レベル相当はあくまで目安です。



西宮市防災ポータル HP

○電気・ガス・水道などのライフラインが停止した場合など、保育に支障をきたす被害があった場合は「休園」とします。

◆「特別警報」とは、予想される現象が特に異常であるため、重大な災害の怒るおそれが著しく大きい旨を警告する防災情報です。

◆「特別警報」が発令された場合、お住いの地域は数十年に一度の、これまでに経験したことのないような、重大な危険が差し迫った異常な状況にあります。ただちに市町村の避難情報に従うなど、適切な行動をとってください。

◆「土砂災害」・「洪水」に関して「高齢者等避難」（警戒レベル3）や「避難指示」（警戒レベル4）、「緊急安全確保」（警戒レベル5）が発令された場合の、ひかり保育園の該当地域は「阪神（西宮市）」に発令された場合となります。

7. 利用者負担

（1）保育にかかる利用者負担金

西宮市が定める利用者負担額の徴収を行います。

（2）実費徴収分

内容	金額
食事料金 1号認定子どもに係る 食事の提供費用	月額 6000円
主食費 2号認定子どもに係る 主食の提供費用	月額 1000円
副食費 2号認定子どもに係る 副食の提供費用	月額 5000円
おむつサービス	月額 1500円（希望者のみ）
預かり保育利用に係る費用 1号認定子どもに係る 預かり保育利用料	平日 教育時間外 1回 250円 （午前7時～午前9時、午後2時～午後6時）
	土曜日・長期休園期間 1時間 500円 （午前7時～午後6時の間の利用時間による）
	給食費 1日 300円
延長保育利用に係る費用	1回 250円

※一月中において給食の利用が1日もなかった場合は当該月の利用者負担金は免除とします。

※災害その他緊急やむを得ない場合として内閣総理大臣が定める場合に該当し、保育の提供がなされない場合は、主食費及び副食費の日割り計算を行います。

- ① 市民税所得割合算額が 57,700 円未満の世帯や、所得割合算額が 77,101 円未満のひとり親世帯等、収入にかかわらず保育園・幼稚園に在籍している年齢の高いきょうだい等から数えて第 3 子以降の子、生活保護及び里親の世帯は、副食費が免除されます。
- ② 生活保護法による保護を受けている世帯は、共済掛け金が免除されます。

8. 支払い方法

口座振り替え払い（コドモンによる引き落とし）

※入園時にアプリで口座情報やお子さんの情報を登録していただきます。

9. 年間行事について

ひかり保育園の行事の在り方・考え方は

- ・ 行事を通して季節の節目を知る
- ・ 行事を通して友だちや家族とのつながりを深める
- ・ 行事を通して子どもたちのすこやかな成長を願う

ことを大切に、従来のみんなで練習してみてもらうばかりの一方向の行事ではなく、お家の方と子どもたちがつながりあい、成長を感じあえる行事の在り方を考えていきます。決められた行事内容に従い、子どもたちが行事の参加者となるのではなく、子どもたちが意見を出し合い「子どもたちが作り上げる行事」でありたいと考えます。発表会のような形式的なものではなくなることもあるかとは思いますが、子ども達と作り上げる行事を目指します。

〔行事予定〕

4 月	入園式 クラス懇談会	8 月		12 月	クリスマス礼拝 クリスマス会
5 月	ひかりキャンプ	9 月		1 月	人形劇観賞 クラス懇談会
6 月	耳鼻科健診	10 月	ひかりンピック ミニひかりん	2 月	豆まき 移動動物園
7 月	夏まつり プール開き	11 月	個人懇談会 いもほり	3 月	お別れ遠足 卒園式お別れ会

10. 衛生計画について

保健衛生計画	歯科・耳鼻科・眼科検診	年 1 回	全年齢対象
	尿検査	年 1 回	3 歳以上児対象
	内科健診・身体計測	年 2 回	全年齢対象
	視力検査	年 1 回	3 歳以上児対象
	聴力検査	年 1 回	4 歳以上児対象
	砂場回虫卵検査	年 1 回	市役所担当部署実施
	砂場熱処理	年 1 回	市役所担当部署実施

1 1.ご家庭との連携

- ・お子さまの日々の様子や欠席連絡等につきましては、コドモンでの個別連絡やクラスごとのドキュメンテーション、保護者の方へ直接口頭などでお伝えします。
- ・園だよりと献立表を月に1回発行し、その他のご案内、お知らせ、行事のアンケート等は、クラス毎の掲示またはコドモンのメール配信等でお知らせします。
- ・お子さまの体調不良等の時は、その都度保護者の方に連絡を入れ必要に応じてお迎えをお願いするようにします。
- ・保育参加は、月毎に希望をお聞きます。お仕事の段取りの出来る希望の日程をご相談ください。個人懇談やクラス懇談についても実施を予定しておりますが、気になることなどありましたら、いつでもお声がけください。

1 3. 食事について

- ・毎月、献立表を家庭に配布します。子どもたちの食事の内容を知っていただくとともに家庭での食事の参考にご使用ください。また、朝食は1日の大切な活動源となるものです。なるべくしっかりと摂取してから登園しましょう。

食事の方針	食を通して食べる事の楽しさ、身体を創る大切さ、命の尊さを伝え、健康な心とからだを育む。幼児クラスはビュッフェスタイルを取り入れ、自分で配膳しています。
食事の提供を行う日	保育園の開園日（月曜日～土曜日）
アレルギー等への対応	除去食を必要とされる方には原因食材（例：卵・乳・小麦・大豆等）を除去して代替えの食品を使って調理しています。アレルギーをお持ちのお子さまは、入園時に栄養士が面接し、ご相談に応じます。主治医意見書と連絡票を作成し、半年ごとに医師の指示の元、見直しをして食事内容に反映していきます。

1 4. 健康について

（1）登園時の健康管理について

- ・登園時に、お子さんの体調、家庭でできたケガやあざ等について報告をお願い致します。その情報と共に、保育中のお子さんの健康観察を丁寧に行います。
- ・保育中にお子さんのケガやあざ等に気づいた場合、確認の為連絡をさせていただくことがあります。

（2）病気や体調を崩した時について

- ・病気や体調を崩した時は、お子様自身の療養と体調回復に努めていただき、症状が重くならないよう家庭で十分静養してください。
- ・園で発熱があった場合は、37.5℃の時点で一度ご連絡させていただきます。その後、お迎えの段取りをしていただき、お迎えまで園で様子を診ます。お迎え後は受診し医師の指示を仰いで下さい。

- ・病気やケガなどで保育園を休む場合は、症状や受診の有無、受診結果を必ず連絡してください。
- ・発熱、席、嘔吐、発疹等は乳幼児に多い症状です。受診する際には保育園に通っていることを伝え、集団生活が可能な状態か必ず確認してから登園してください。

(3) 園での病気及び事故について

- ・園で発熱があった場合は、37.5℃の時点で一度ご連絡させていただきます。その後、お迎えの段取りをしていただき、お迎えまで園で様子を診ます。お迎え後は受診し医師の指示を仰いで下さい。
- ・保育中に発熱、嘔吐、下痢などの症状が出たときはお迎えをお願いします。また、保育中にケガをしたときは、必要に応じてお迎えをお願いすることがあります。

(4) 園での与薬について

- ・やむを得ず、薬を持ってこられる場合には（診察を受けて処方された薬のみです。市販薬はお預かりできません）名前、与薬時間（例：食後服用など）を「与薬依頼表」に記入し、1回分に分けてお持ちください。（用紙は保育園にあります。また、コドモンの資料室からもダウンロードできます。）
- ・熱性けいれんをお持ちの場合は、坐薬をお預かりできます。「坐薬依頼表」に記入いただき、園で保管しますが、園で初めての使用の場合はお受けできません。（事前に医師の意見書の提出が必要です）

こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、以下の通り対応します。

- ・伝染性の感染症に罹った時は、感染症一覧表（入園時に配布）を参考にご家庭で静養して下さい。症状が治癒した場合は医師からの「登園可能証明書」または「登園届」(**別表1**)を持って登園してください。（用紙は保育園にあります。また、コドモンの資料室からもダウンロードできます。）
- ・適宜、感染症に関するお知らせを掲示等でお伝えいたしますのでご確認ください。
- ・こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、血液、便や嘔吐物で汚れた衣類やシーツなどは、二次感染を予防するため、そのままビニール袋に入れて持ち帰っていただいています。ご家庭で消毒後のお洗濯をお願いします。
- ・予防接種を受ける場合は、その後の活動などにより副反応などの出る恐れがあることから、登園前の接種は控えていただき、家庭で一晩様子を見てからの登園をお願い致します。

(5) 保育園での事故、災害共済給付制度について

- ・子どもたちの安全については職員一同万全を期しておりますが、集団生活でもあり不慮の事故が起こる場合もありますので、入園時に独立行政法人日本スポーツ振興センターに加入していただきます。（毎年4月更新）

※共済期間 4月1日～翌年3月31日

※保護者負担金 1人につき年間240円

※独立行政法人「日本スポーツ振興センターについてのお知らせ」は別途お配りします。

- ・上記以外にも任意での事故保険の申し込みも園で出来ます。
（全国私立保育連盟推奨の保険「えんじのほけん」）毎年4月に申込書をお配りします。

(6) その他の疾患について

- ・慢性の病気（気管支ぜんそく・アトピー性皮膚炎など経過が長引くような病気）の日常における投薬や処置については、お子さまのかかりつけ医または園囑託医の指示書に従うとともに、相互の連絡が必要となりますので入園時、または症状が出た時にご相談ください。
- ・水いぼ、とびひについては、登園可能証明書・登園届は原則としておりませんが、感染の可能性がないか、集団生活が出来る状態であるか、かかりつけ医の指示を確認してください。
- ・アタマジラミ発生時の対応については、アタマジラミが見つかった場合は、必ず保育士にお知らせください。卵、成虫が見つかった場合は、速やかな対応のご協力をお願いいたします。

(7) 乳幼児突然時症候群（SIDS）

睡眠中に赤ちゃんが死亡する原因には、乳幼児突然死症候群（SIDS）という病気のほか、窒息などによる事故があります。SIDS は、何の予兆や既往歴もないまま乳幼児が死に至る原因不明のふせぐことができない病気で、窒息などの事故とは異なります。令和元年には全国で78名の乳幼児がSIDSで亡くなっており、乳児期の死亡原因としては第4位となっています。

SIDSの予防方法は確立していませんが、以下の3つのポイントを守ることにより、SIDSの発症率が低くなるというデータがあります。

- ①あおむけに寝かせる
- ②できるだけ母乳で育てる
- ③たばこをやめる

また、保育園では睡眠中に次のようなことに気を付けています。

- ・子どもの顔が見えるあお向け寝にする。
- ・午睡時は部屋を離れず、表情の見える明るさを確保する。
- ・やわらかい布団は使用しない。
- ・ヒモ、ヒモ状のもの、スタイ、服、ぬいぐるみなどは置かない。
- ・0，1歳児と入園間もない2歳児は、5分ごとに呼吸状態を確認し記録する。
- ・AEDを設置し、園内に応急手当普及員の職員を配置し、応急手当てに関する研修や訓練を定期的実施する。

15. 地域との交流・子育て支援事業

- ・地域の様々な人との関わりを持つことを大事にしていきたいと思っています。

地域の関係機関との交流	ほっとかへんネット西宮での会議等への参画 段上地区わがまちミーティングへの参画 だんだんミーツ段上との連携
「すくすくひかりっこ」の実施	地域の2・3歳児の親子10組を対象に、園の行事に参加したり、季節の遊びや製作を楽しむ会です。 (4月に市政ニュースに掲載後、抽選申し込み)

園庭開放の実施	地域の子育て家庭の方に、保育園の園庭に遊びに来てもらいます。(毎週木曜日・10時～12時)
---------	---

16. 実習生、トライやるウィークの受け入れについて

- ・次世代育成を担う保育士の人材育成を願い、また地域とのつながりになればと考え、西宮市の規約に基づき実習生・トライやるウィークの中学生の受け入れをしています。

【受け入れ校】

保育実習予定	関西学院短期大学・甲南女子大学・園田学園女子大学 等
トライやるウィーク	西宮市立甲武中学校 2年生・西宮市立甲陵中学校 2年生 西宮市立瓦木中学校 2年生

17. 緊急時等の対応方法

- ・入所児童に体調の急変やケガ等の緊急事態が発生した場合は、速やかに保護者の緊急連絡先等に連絡します。また、嘱託医又は主治医に相談する等の措置を講じます。
- ・保護者と連絡が取れない場合には、子どもの安全を優先させ、ひかり保育園が責任を持って関連機関と連携を取り合い、しかるべき対処を行いますので、ご理解をお願いします。

【嘱託医院】

医療機関名		所在地
内科	たきぐち医院	西宮市上大市 1-5-20-103
歯科	さくらいデンタルクリニック	西宮市上大市 1-5-20 メゾン甲東園 1F
耳鼻科	しおみ耳鼻咽喉科クリニック	西宮市薬師町 8-15 薬師メディタウン 1階
眼科	細田眼科	西宮市高松町 4-8 プレラにしのみや 3階

18. 安全対策

- ・非常災害に関しては具体的な計画を立て、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、必ず毎月1回以上避難、消火及び救出その他必要な訓練を実施します。

○避難訓練・・・毎月1回以上の避難訓練を実施しています。

想定を「火災」「地震」「津波」「不審者侵入」「水害」とし、時間帯もいろいろなパターンを設定しています。

- ・「火災」「地震」「津波」「水害」では、以下を避難場所としています。

第一避難場所：西宮市立段上西小学校（西宮市段上町2丁目8番24号）

- ・「不審者侵入」については、県警ホットラインを園内に2カ所（事務所内、2階ホール）に設置しています。危険を感じた時はホットラインを押すことで、直接県警と連絡がとれます。

○防犯対策について

- ・園外保育の際には、防犯対策として防犯ブザーの携帯を遂行しています。また園舎外部には、防犯カメラ、赤外線侵入感知センサーを設置し、来訪者の確認や侵入を防止する体制を整えています。保育園に出入りの際にはお子さまの安全の為、門扉の施錠をお願いします。

○安全計画について

- ・保育園では「安全計画」により、①施設や設備等の安全点検や、②園外活動を含む保育園での活動や取り組みに対する安全確保のための指導、③職員への各種訓練や研修等について年間計画を定め、児童の安全に関する取り組みを進めてまいります。

19. 個人情報保護

- ・保育園内で知り得た情報（住所、電話番号等）は、守秘義務が課せられている為、ほかの方にお知らせすることはありません。ただし、尿検査については、検査機関に対し保育園からは①氏名②年齢③性別をお知らせしますのでご了承下さい。

20. 関係機関との連携

- ・子どもの成長や発達等に対して適切な保育援助や子育て支援のために、保育園及び市が、医療機関、乳幼児健康診査等に関する保健福祉センター、県の子ども家庭センター等との関係機関との情報共有及び連携を行いますのでご了承ください。
 - ・他園へ転園する際は、円滑な保育の実施のため、転園元から転園先への児童の育ち等に関する記録について情報提供することがございます。
- また、就学に関しては子どもの育ちを支えるための資料（保育所児童保育要録）を保育園から就学先の小学校へ送付します。

21. コドモン

「コドモン」とは、連絡帳や登降園管理、園からのお知らせ、おたより、行事予定、献立表、感染症に関する情報や緊急連絡等の配信を行う連絡ツールです。

メールを送信する緊急時とは、下記の通りとなりますので、保護者の皆さまにおかれましては、これらをご了承いただいた上で、個別でご登録いただきますようお願いいたします。登録方法につきましては、別紙をご参照ください。

※登録無料、別途通信料がかかります。

※お知らせ等を配信する場合

- ① 園からのお知らせ・おたより・行事予定・献立表・感染症に関する情報
- ② 保育園で緊急事態が生じた場合の連絡
- ③ 園の行事に関するお知らせ
- ④ その他

2 2. 写真販売について

ひかり保育園では年に数回写真販売を行っています。保育士が撮影した子どもたちの日頃の姿が中心の写真で写真販売代理会社「はい！チーズ！」を通しての販売となります。その他にも行事によっては、カメラマンが入り子どもたちの様子を撮影し販売することもあります。

【料金について】

保育士撮影分	1 枚	6 0 円
カメラマン撮影分	1 枚	1 3 0 円

・保育園では個人情報保護の観点から、写真やビデオ等の取扱いについて日頃から十分に注意をしています。保護者様におかれましても行事における写真やビデオ撮影や取り扱いについてご理解とご協力をお願いいたします。

・保育参加、参観については、お子さまの保育園での様子を知っていただくと共に、保護者の方々にお子さまと一緒に遊んでいただきたいという願いから、写真・ビデオ等についてはご遠慮いただいておりますが、運動会、卒園式など保護者参加の行事で保育園が認めた場合は、行事の雰囲気や進行に支障のない範囲で撮影していただいております。

・保護者の皆さまにおかれましては、保育園で撮影した写真やビデオ等はご家庭で観賞される以外のご使用は避けていただきますようお願いいたします。個人情報保護法により、撮影されたビデオに写っている他のご家庭のお子さまの個人的な情報を、許可なく第三者に提供することは禁じられています。撮影したものを不特定多数の方が閲覧できる状態でインターネット上にアップロードすることはおやめください。また、保護者の方が撮影された写真やビデオ、もしくは保育園で購入された写真等の紛失については、保育園は責任を負うことができません。ご理解とご協力をお願いします。

2 3. 児童虐待防止のための措置

・「児童虐待の防止等に関する法律」及び「児童福祉法」が改正され、児童虐待の防止について、保育園は重要な役割を担っています。子どものしつけに際して、身体的苦痛（叩く、ける、物を投げつける等）は体罰とみなされ、「虐待」にあたります。また、暴言、配偶者間の争いを見せる等、子どもの心理面に悪影響を与えることも「虐待」とみなされます。その他にも、下記の表に規定されているものは「虐待」となり、あてはまるようなことがあれば、保育園は法律に基づき市へ通告する義務があります。

【定義と種別】（児童虐待の防止等に関する法律で規定）

身体的虐待	殴る、蹴る、叩く、つねる、投げ落とす、物を投げつける、激しく揺さぶる、火傷を負わせる、溺れさせる、鼻と口をふさぐ、しつけと称する体罰 等 ※態度や強さによらず、その行為自体が「虐待」に当たる。
性的虐待	子どもへの性的行為、性器や性的行為を見せる、子どもへの過剰なスキンシップ 等

ネグレクト	家(部屋)に閉じ込める、食事を与えない(頻繁な欠食)、ひどく不潔、不適切な衣服、自動車(自転車)に放置する、子どもを残して外出する、保育園に理由なく行かせない、治療や処置が必要だが受診させない、子どもの安全への配慮を怠る(ケガが絶えない) 等
心理的虐待	著しい暴言や言葉による脅し、拒絶的な対応、きょうだい間での著しい差、子どもの面前で行われるDV(暴言暴力) 等

- ・当法人では、子どもの人権擁護、児童虐待の防止を啓発・普及するための研修等を、職員に対して実施しています。

24. ご意見・ご要望・苦情解決制度について

ひかり保育園では、「ご意見・ご要望・苦情解決の申し出窓口」の設置をしています。子育てについて、保護者の皆さまと職員の両者が忌憚なく話し合えることがとても重要だと考えています。お気づきのこと、改善してほしいことなどがございましたら、ご遠慮なくお申し出ください。私達は、子育てのパートナーとして保護者の皆さまのご意見・ご要望を真摯に受け止め対応してまいります。職員の誰でもがご意見を賜りますが、制度として担当者と責任者をそれぞれ設けております。また、この担当者と責任者の段階でも納得のいかない方は、当保育園と第三者の関係にあります「第三者委員」を設置しておりますのでご相談ください。別表に第三者委員の氏名、住所、電話番号を載せています。取り扱いには十分注意していただきますようお願いいたします。(別表2参照)

附則

- 1 この重要事項説明書は、平成28年4月1日から施行する
- 2 この重要事項説明書は、平成31年4月1日から改正施行する
- 3 この重要事項説明書は、令和2年4月1日から改正施行する
- 4 この重要事項説明書は、令和3年4月1日から改正施行する
- 5 この重要事項説明書は、令和5年4月1日から改正施行する
- 6 この重要事項説明書は、令和6年4月1日から改正施行する

保護者 様

ひかり保育園

保育園は、乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症にかかった時は症状が重くならないように療養し、周囲への感染拡大防止のためにも登園をご遠慮していただいております。

保育園での集団生活が可能な状態にまで回復されましたら、下記の「**登園可能証明書・登園届**」をご持参の上、登園していただきますようお願いいたします。

※ひかり保育園では、感染力が強く症状が重くなる可能性も高く完治の判断が難しい**ウイルス性胃腸炎**（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）**RS ウイルス感染症**に関しても**登園可能証明書**の提出をして頂く事としておりますのでご協力よろしくお願い致します。

① 登園可能証明書（医師の証明が必要）

麻しん（はしか）・風しん・水痘（みずぼうそう）・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）結核・百日咳・咽頭結膜熱（プール熱）・流行性角結膜炎・腸管出血性大腸菌感染症（O157, O26, O111 等）ウイルス性胃腸炎（ノロ、ロタ、アデノウイルス等）RS ウイルス感染症・インフルエンザ・新型コロナウイルス感染症

② 登園届（医師の診断に従い保護者の届けが必要）

溶連菌感染症・マイコプラズマ肺炎・手足口病・伝染性紅斑（リンゴ病）・ヘルパンギーナ・带状疱疹・突発性発疹

ご 依 頼

主治医 様

ひかり保育園

集団生活可能な状態に回復しましたら、上記①の感染症について証明をお願い致します。

（保育園等では、上記①の感染症について医師の証明、②の感染症については医師の診断に従い保護者より登園届をいただいております）

① 登園可能証明書（医師の証明が必要）

② 登園届（医師の診断に従い保護者の届けが必要）

どちらかに○印を記入してください

ひかり保育園長 様

児童名：_____（生年月日 年 月 日）

病 名〔 _____ 〕

集団生活に支障がない状態に回復しましたので、 年 月 日から登園可能です。

園児の状態によっては、主治医連絡することに同意します。

年 月 日

医療機関名 _____

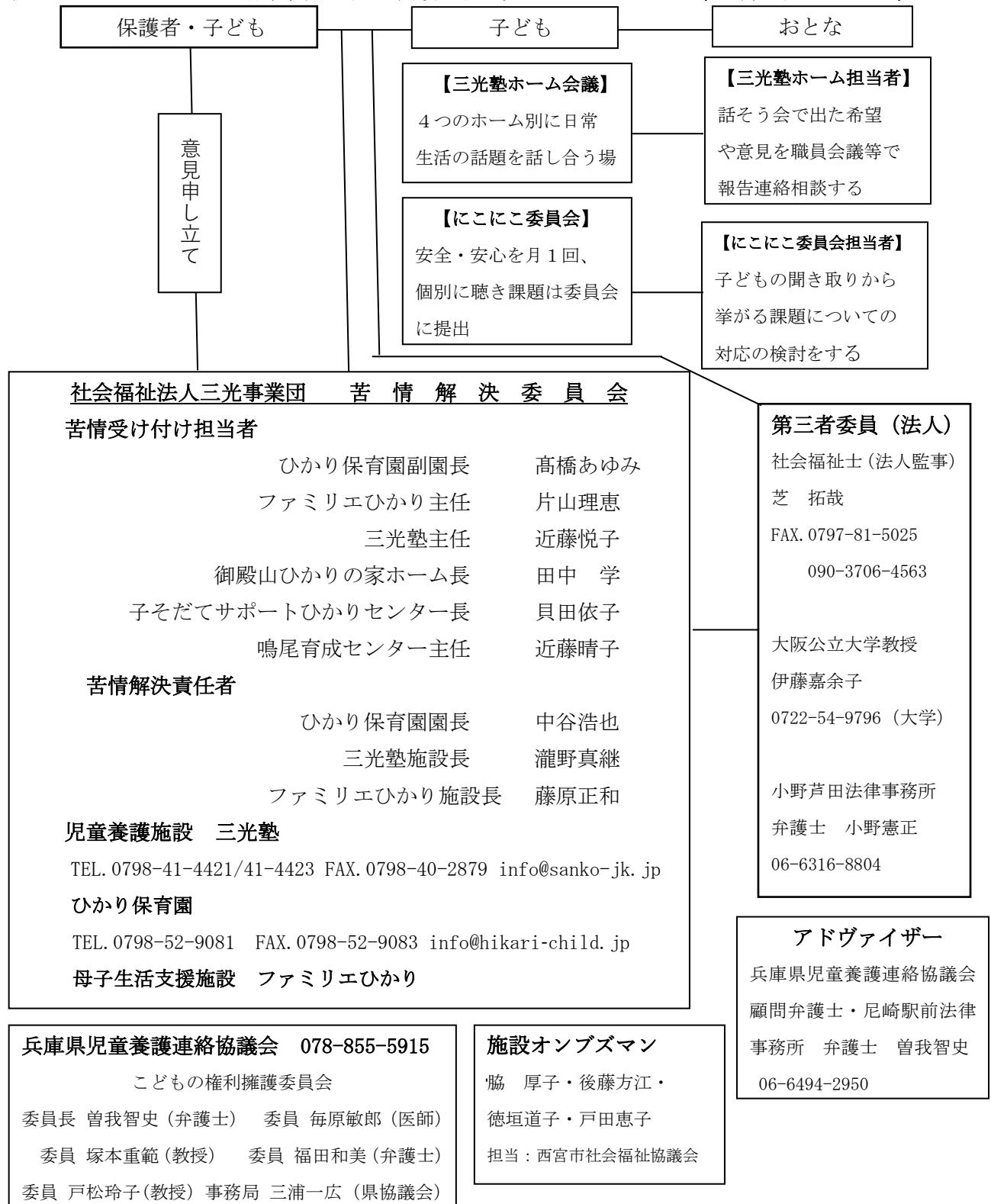
医師名 _____ 印又はサイン

保護者名 _____ 印又はサイン

【社会福祉法人三光事業団 運営施設における意見申し立てのシステムイメージ】 2025 年度

ファミリエひかり・ひかり保育園

児童養護施設三光塾・小松のぞみの家・御殿山ひかりの家



【第三者委員】 施設と直接関わりのない専門家にお願ひし、場合によっては話し合い等に立ち会います。

※ご要望に対する解決への改善事項等は口頭または文書によって責任者よりご報告いたします。※以上の仕組みでも解決できないご意見・ご要望等は、兵庫県社会福祉協議会に設置された「社会福祉施設運営適正化委員会」に申し立てる事もできます。